

はじめに

昨年(昭和60年)は、国際森林年であった。これはオーストリアの提唱でFAO(国連食糧農業機関)が決定したものである。また、本年はフランスのミッテラン大統領の呼びかけで、2月3日からパリにおいて“森林に関する国際会議”が開かれた。これらはいずれも、欧米で最近問題となっている酸性雨等による森林被害と、アフリカで急速に進んでいる砂漠化に対する危機意識によるもので、パリでの会議には86カ国が参加したといわれ、森林に対する各国の関心の深さが伺える。

わが国の森林は国土の約70%を占めており、今まで林業者や山村の人たちによって守り育てられてきたが、近年、山村は過疎・高齢化に悩み、林業も不振にあえいで森林の管理もままならず、その管理水準の低下の及ぼす影響が憂慮されている。

21世紀の安全で快適な国土づくりのためには、国土の骨格をなす森林の良好な管理がきわめて重要であり、さらに、高度化・高齢化の予測される社会では、国土保全や水資源のかん養、さらには次代を担う青少年の健全な身心の育成、高齢者対策等、人びとの潤いのある快適な生活のために、森林の役割りは今後一層強く要請されるであろう。

優れた森林を守り育てるには、実に一世紀単位の年月が必要である。私たち人類の共通財産ともいふべき森林の育成管理は、国や自治体そして林業者や山村の人びとだけにまかせておくべきものではないと考える。

以上のような観点から、国土緑化推進委員会においては、全国的視野に

たった各界の有識者にお願いをして、昨年3月から「21世紀の^{みどり}森林づくり委員会（座長 水上達三氏）」を設け、民間サイドから幅広い検討を進めて頂いた。今回、その検討結果が提言としてまとめられたが、“21世紀の^{みど}森林づくり”のために、国民1人ひとりがそれぞれの立場、可能な方法で森林づくりに参加する、国民運動の推進を提唱されている。

この提言を世におくり、広く国民の理解と協力を強く期待するものである。

昭和61年3月

社団法人 国土緑化推進委員会会長
衆議院議長 坂 田 道 太

21世紀の^{みどり}森林づくり委員会 委員

五十音順, 敬称略

委 員	現 職
(座長) 水 上 達 三	日本貿易会名誉会長
大 槻 文 平	日本経営者団体連盟会長
片 山 正 英	日本林業協会会長
河 合 良 一	日本花の会会長
五 島 昇	日本商工会議所会頭
下河辺 淳	総合研究開発機構理事長
千 家 哲 麿	国立公園協会会長
高 木 文 雄	森とむらの会会長
武 田 誠 三	日本銀行政策委員会委員
田 中 文 雄	日本製紙連合会会長
筒 井 迪 夫	東京大学教授
徳 川 宗 敬	国土緑化推進委員会理事長
富 山 和 子	評論家
中 山 素 平	日本興業銀行特別顧問
山 本 三 郎	河川協会会長
渡 辺 文 雄	俳 優

21世紀へ——国民参加の^{みどり}森林づくりを

目 次

1. 基本認識——提言のねらい	7
2. 21世紀の社会	8
(1) 21世紀の社会と潮流	8
(2) 社会の要請にこたえるもの——人と森林の新しいかかわりあい	9
3. 森林の現状	10
(1) 森林の現状	10
(2) 森林の管理水準の低下	11
4. 森林・林業の抱える問題	12
5. 21世紀の ^{みどり} 森林づくりのために	14
(1) 国土づくりの基本に森林を	14
(2) 森林内容の充実——これからの森林	16
(3) 林業の活性化のために	17
(4) 森林と教育・文化	18
(5) 国民参加の森林づくり	19
1) 国民参加の森林づくり	19
2) 国民参加の事例	19
3) 国民参加の条件整備	21
6. 「21世紀の ^{みどり} 森林づくり運動」を	22

1. 基本認識——提言のねらい

来たるべき21世紀の国土そして社会が安全で快適なものであるためには、国土の70%を占め多様な機能を発揮する森林を、如何に管理し活用していくかが重要なポイントである。

森林は古くから人間生活と深くかかわっており、とくにわが国では美しい自然、風土を、そして法隆寺など木造建築に代表される日本独自の「木の文化」を育ててきた。さらに清らかな水や空気を供給し、安全な国土を形成してきた。

近年、人口の都市集中が進み、農山村は過疎に悩むようになったが、このことは国民と森林とのふれあいが希薄となり、農山村は森林の管理も思うにまかせぬ状態になるなど、人と森林が分離するといった現象を生じている。こうしたことから最近、森林・緑に対する渴望が強まる傾向にあり、森林についての国民的関心やふるさと志向が高まりつつある。

しかし、このような国民的要請に対して森林の現状は十分にこたえられる状態ではない。今まで森林は林業経営の一環として維持管理されてきたが、近年の林業不振、山村の過疎化などによって森林の管理水準は著しく低下している。これに対する従来の政策はどちらかといえば量を重視した木材資源造成に重点がおかれていたが、現状を踏まえ新しい時代を展望すれば、より広い視野から国土の基盤としての森林に着目し、とかく産業政策に偏りがちであった行政全般について見直しを図り、総合的な新しい政策へと転換する必要がある。さらに、これからの森林の育成管理には、林業者・山村の人びとの自覚と一層の自主努力が重要で

あるが、また、その努力のみに依存して出来るものではないとの認識に
たち国民一人ひとりが森林を自分のものとして考え、それぞれの立場、
可能な方法で森林づくりに参加することが望まれ、これを国民運動とし
て展開し推進しうる体制の整備が必要である。そうすることによって、
国民的関心を森林の管理や山村の活性化に結びつけ、我が国独自の森林
と文化を継承し21世紀の安全で快適な国土づくりが可能となる。

当委員会では、盛り上がる国民的関心を組織化し山村に導入して、森
林・山村の活性化をはかることに重点をおいて、「21世紀の^{みどり}森林づくり」
について検討してきた。

以下、その成果を集約し世論に訴えるとともに関係各界の積極的対応
を強く求めるものである。

2. 21世紀の社会と潮流

(1) 21世紀の社会と潮流

21世紀の社会は世界的には人口の爆発的な増加が予測され、食料や
資源の需給関係は不安定になるものと考えられる。このような背景の
なかで国際化の進展に伴って、我が国の国際的責任は増大するであろ
う。

国内においては人口の増加は鈍化するものの、その年齢構成から世
界に例をみない急激な高齢化社会を迎えることになる。経済の安定的
な成長のなかで、先端技術の進歩に伴いとくに情報化が進展し、産業
のソフト化・サービス化は促進されるであろう。このようなこともあ
って、労働時間はかなり短縮されるものと考えられる。その結果、高

齢者を中心とした国民の余暇時間は大幅に増加し「生きがい」や「自己参加・創造型」レクリエーションへの欲求を高めるであろう。また、高齢化に伴う生涯学習や青少年対策など教育問題もさらに顕在化すると考えられる。

人口の都市集中化は地方都市を含めてなおつづき、土地・水・交通など都市問題も増大すると思われる。都市型住民が増え、都市生まれの世代が増加し、技術の高度化が進むこととあいまって、人びとは心身の「ゆとり」や「潤い」そして「快適な生活環境」を求めるであろうし、人びとの価値観やニーズは多様化し、個性的なライフスタイルへと変化するものと思われる。

こうした社会環境の変化のなかで、自然とのふれあいを求める要請は一層高まるものと考えられる。

(2) 社会の要請にこたえるもの——人と森林の新しいかかわりあい

われわれが森林に行ったときに感じる安らぎ、空気や水の美味しさ、涼しさ、これらは皆森林の働らきである。森林には酸素の供給や空気の浄化、水資源のかん養・浄化そして土砂の流出防止をはじめとする災害の防止や気象条件の緩和などといった働らきがある。また、野生鳥獣の生息保護、さらには四季折折の美しさ等森林・樹木が古くから文学・絵画・音楽などに及ぼした影響や教育・教養面での効果も大きい。

森林全体としてのこのような公益的な働らきのほか、植林や伐採された木材を利用するの創造の喜び、そして木材の利用による国民生活との結びつき——森林は多面的な機能をもっており、人びとの多様な

要請にこたえてくれる。

このような森林が郊外や農山村にあって、身近かに、或いは週末のアウトドアライフにわれわれを温かくやさしく迎えてくれ、多忙な日常生活に疲れた人たちの心身をリフレッシュしてくれるだろう。

今後、より成熟化・高度技術化が予測される21世紀の社会において、健康でゆとりのある快適な生活を営むためには、十分に整備された活力ある森林の存在がきわめて重要である。

3. 森林の現状

(1) 森林の現状

現在、世界の森林は陸地の約20%、およそ29億 ha (1980年) ありとされている。しかし、近年熱帯林を中心とした移動焼畑耕作、薪炭材の採取、農用地への転用等により、森林面積は急激に減少をつづけている。FAO(国連食糧農業機関)の推計では毎年1,100万haの森林——日本の国土の約30%——が消失しているといわれている。また、UNEP(国連環境計画)は毎年600万haが砂漠化しており、このまま進めば21世紀には全陸地の35%が砂漠化するおそれがあると警告している。さらに、最近欧米の森林において酸性雨の影響でかなりの森林が荒廃しつつあるといわれる。

このような危機感から、FAOにおいて1985年が国際森林年と決定され、世界各国において啓蒙の事業が実施された。

我が国は国土が狭く人口が多いので、一人当たりの森林面積は世界の平均のおよそ3分の1(約0.2 ha)に過ぎないが、国土面積の約70

％（2,533万ha）を森林が占める森林国で、古くから国民と森林との
かかわりは深い。

森林国・日本の森林も長い歴史の間には、時に乱伐されたことがあ
る。それにも拘わらず大規模な荒廃に到らなかったのは、山を守る人
びとの懸命な努力によって営々として育成・管理されてきたからであ
る。わが国のように地形が急峻かつ気象条件のきびしいところで、山
頂まで苗木を背負いあげて植栽しその後何年も手入れをつづけた見事
な森林や、あるいは砂や烈しい風雪のためにいく度も植えかえ、防風
垣などで守りながら育てあげた海岸林などをみると、先人たちの労
苦を痛切に感じる。

最近では第2次大戦後、国内には約150万haといわれる裸山があ
ったが「荒れた国土に緑の晴れ着を」を合言葉に国土緑化運動が進めら
れ、僅か数年をへて昭和30年代のはじめには解消された。さらに戦後
の復興資材としてまた経済の高度成長期に対応して国内材が伐採供給
され、その跡地の造林が積極的に進められた。これらの殆んどは成長
の遅い天然林を人工林に転換する拡大造林であった。

このような結果、わが国の森林は人工林が約40％、1,000万haに達
し、天然林が残りのおよそ1,500万haを占めている状況である。

これらの森林の蓄積は昭和46～59年の13年間で約30％も増加し、今
後も戦後の若い森林が多いだけにさらに蓄積の増加が見込まれる。

(2) 森林の管理水準の低下

わが国は一見山は緑に被われており、数字的にも森林の蓄積は増加
している。しかしその内面をみれば、山村の過疎・高齢化による担い

手不足，木材需要の低迷，経営費の高騰等により経営内容は悪化し，これが意欲の低下を招きさらに基盤整備の遅れもあって，十分な森林の管理ができていない。

森林が良好な状態で管理されず荒廃し，消滅すればどうなるであろうか。例えば古代のバビロン・ギリシアなどの文明にしても，水源の豊かな森林が荒廃すると，やがて土壌が流亡して生産力は低下し豊かだった水も枯渇して，文明そのものも滅亡し，砂漠に埋れてしまった。現在の世界の急速な砂漠化も森林の荒廃が原因である。

日本は雨が多く植生の復元力が強いから，大規模な荒廃の恐れはないといわれているが，雨の多いことは両刃の剣であって，森林があれば豊かな水資源となるが，裸地となれば土壌が流出して荒廃の主役となる。「日本の川は川でなくて滝である」とかつてオランダ人技師が驚いたように，わが国は急斜地が多く，また雨も季節的に集中する傾向にある。このようなことから，山地の平均侵蝕速度は世界の平均よりはるかに高いといわれている。それだけに森林の役割は大きい。「雨が多いから荒廃の恐れはない」のではない。健全な森林に被われていることが必要なのである。

4. 森林・林業の抱える問題

現在，我が国の人工林のうち約9割は35年生以下の育成管理を必要とする若い森林である。植えられたまま放置されると，森林は過密状態となって林木は脆弱なものとなり，林のなかは日光も射し込まないで暗く下草も育たない状態となる。雨が降れば土壌が流されてついに

は崩壊にもつながる。

森林を健全に維持し育てるためには、間引き（間伐）をして、木と木が適度の間隔を保つようにすることが必要である。このような間伐を早急に必要とする人工林が全国に約200万 ha あり、また手入れ不足等のため荒廃のおそれのあるところが約80万 ha もあるといわれている。

このように間伐の遅れた原因としてはいろいろあるが、大きなものとして、木材が売れないということがある。昭和48年には、1億2,000万 m³の木材需要があったのに、需要の過半を占めていた住宅建築が減少し、代替材が増え、木造率は低下して、最近では9,000万 m³位になっている。しかもそのうちの約3分の2は輸入材で占められている。

需要が減ったために、木材価格も安くなっている。スギの丸太を例にとれば、48年の価格を100として10年後の58年には98とむしろ低下している。これを他の物価と比べてみると、卸売物価指数（総平均）180、石油・石炭やその製品卸価格は598となっており、木材価格の低迷ぶりが伺える。一方で林業経営に必要な経費は上昇し、林業の経営内容は極度に悪化していると言える。

また人手不足もある。林業で働く人は年々減少しており、しかも55歳以上の高齢者の割合は約3分の1にも達している。

そして、基本的な問題としては、森林に入るための林道がまだまだ不十分である。そのため仕事をするにも能率があがらない、木が売れない、したがって経営がうまくいかないという状態に陥っている。とくに若い人工林が多いので間伐の遅れが問題となっている。

わが国の森林は今まで林業活動に伴って、整備され管理されてきた

が、この間伐の遅れに象徴されるように、経営内容の悪化は経営意欲を低下させ、森林の管理水準を保つうえできわめて憂慮すべき事態となっている。もちろん天然林についても十分な保全管理が行われていないのが実態である。

5. 21世紀の^{みどり}森林づくりのために

(1) 国土づくりの基本に森林を

来たるべき21世紀の安全で快適な国土づくりを目指すためには、多様な機能をもちかつ国土のほぼ7割を占める森林、国土の背骨にあたる森林を如何に管理保全し質的内容を充実していくかが極めて重要である。現在の森林・林業をめぐる厳しい情勢のもとで、関係者の努力に拘わらず森林の管理水準は低下している。

したがって新しい時代に対応するために、森林は国土の基盤であるとの観点にたち、とかく産業政策に偏りがちであった行政全般について見直しを図るべきである。また、これからの森林の育成管理については、国民全体の森林に対する意識の喚起を図りつつ、国民参加の森林管理体制を確立する必要がある。

当委員会では、国民参加による森林づくり推進方策に重点をおいて検討してきたが、先に上記のような主旨を現在策定作業中の第四次全国総合開発計画（「四全総」）に盛り込まれるよう要請した。その後、国土庁から公表された「森林と国土管理」にはその内容が採用されているが、ここに改めて「四全総」への提言を要約しておきたい。

[四全総への要請]

- ① 森林を国土の基盤として位置づけ、新しい時代に対応した森林の管理を国土政策の基本にすえ、各行政の枠をこえて総合的に検討し推進することが必要である。
- ② 近年の国民の森林づくりへの参加意欲は高まりつつあり、各地で受益者負担や国民の参加事例がみられるが、更にこれらを助長し定着させ広く国民が参加し、山村と都市とが一体となって森林を整備し保全する体制を確立する必要がある。とくに今後、森林の育成管理は国全体の課題として取り組むべきであり、国民参加のための条件整備には積極的な対策を講ずべきである。
- ③ 森林の保全管理に国民の理解と協力を求めるについても、山村や林業者の自主的な努力がなければならない。しかし、その努力が効果的なものとなるよう林道等の生産基盤整備が必要である。また林業経営を継続して行うためには、林業の長期性に鑑み現行の税制の抜本的見直しをはかる等、経営基盤の整備を促進する必要がある。
- ④ 上流域と下流域、山村と都市を結ぶ道路等の整備が遅れており、これが両者の交流を阻害する原因にもなっている。高速交通道路網の整備が進み、多くの国民がその利便をうけている半面、通過町村や上・下流域の分断といった現象を生じ、流域としての古くからの文化、経済交流が壊れ、あるいは高速道路網から取りのこされ、過疎・高齢化が進行するといった問題を生じている。

したがって国土の均衡ある発展を期し、市町村交流をはじめ都市の活力を山村に導入するためにも、上流域内及び上・下流域を結ぶ道路網の整備を推進すべきである。
- ⑤ 山村の過疎・高齢化の進行は就職・就学を契機とした若年層の村ばなれが大きな原因である。今後、21世紀へ向けて通信・情報の高度化、システム化が急速に進むと思われるが、情報の地域格差は縮小されることが望ましい。

山村の活性化を図るための定住化対策、地域産業振興対策に際しては、これらの通信・情報システムの活用など新しい視点からの検討、対策の樹立が必要である。

- ⑥ 都市近郊の身近かな森林の多くは、資源的・経済的事情また労務事情等から十分に管理されず、さらに行政の接点にあることから、その利・活用が遅れている現状である。国土の有効活用を図る上から、立地条件に恵まれた都市近郊の森林については農林業的利用（用材林・しいたけ原木林・花木林・放牧林等）による林業の活性化を図るとともに、市民のいこいの場或いは教育の場など、都市の生活環境林としての多面的機能を発揮できるよう整備管理することが必要である。

このため総合的視点にたって、これら森林の農林業的利用及び生活環境林的利用を計画的に推進すべきである。

(2) 森林内容の充実 —— これからの森林

わが国の森林のうち、人工林は面積的にはその基礎はほぼ確立されたものとみられ、これらの人工林に望まれるのは約55%を占める天然林とともに、その内容の質的な充実であろう。即ち森林の公益的機能の維持向上と、優良な木材の供給源としての質的充実である。

例えば、水源かん養や水質浄化のためには、良好な土壌条件を維持することが必要で、伐採による裸地の面積はなるべく小さく、またできれば裸地の生じない低木層のある二段林や複層林が望ましい。また保健休養・レクリエーションのためには明るい感じの森林が好まれるので、針葉樹と広葉樹や常緑と落葉或いは林齢なども混じりあった森林等、多様な森林の適切な配置が望ましいだろう。

このように森林内容の充実のためには、保育・間伐などの手入れは

勿論、伐採時期に幅をもたせるなど、その取り扱いの弾力的対応とともに、森林の機能向上と多様化する森林作業について技術開発など調査・研究も必要である。

森林に対する弾力的対応——人工林は勿論、天然林においてもただ放置し自然にまかせるのでなく、必要な手入れを加え、健全で活力ある森林への育成に努めるべきである。森林内容の充実した活力ある森林は各種の機能を十分に発揮する。国民の多様なニーズにこたえるためにも、各地の実情に即した多様な森林の取り扱いが必要であろう。

(3) 林業の活性化のために

林業の活性化のための基本的事項としての前記「四全総への要請」のほか、木材需要の開発や担い手の対策が必要である。

木材需要については、木材への根強い国民の志向があるにも拘わらず、代替材の進出が大きくみられたこと等、需要不振の現状については、諸種の事情があるにせよ、関係者は反省を忘れるべきではない。国民の強い木材志向、多様なニーズに今後こたえていくためにも、林道等生産基盤の整備はもとより、木材の生産から流通・加工・最終販売まで一貫した視点から、技術開発、需要開発、販売努力など組織的な対応が必要であろう。

次に、林業の担い手、従事者の問題であるが、基盤である山村の過疎化、若年層の流出は依然として止っていない。従来、例えば山火事の場合、その消火活動は地元の山村の人たちの活躍によっていたが、森林の保全管理に大きな役割りを果たしてきた山村の、過疎・高齢化が更に進んだ場合、誰がこれを守るのか、森林・国土管理上も大きな問

題である。

基本的には、山村の定住化対策が必要であるが、林業後継者対策さらには不在村者所有森林の対策も含めた経営委託等の検討、そして新しい時代に対応した森林管理体制の構築が必要である。

(4) 森林と教育・文化

森林・林業についての国民の理解と協力を得るためには、これらに対する認識を深める必要がある。

基本的には幼児期から小・中学校での教育において正確な知識を養うことが重要である。昭和52年の小学校学習指導要領改正（55年から適用）で、5年生社会科の単独単元として扱われていた林業関係の学習が削除された。次回の改訂での復活を望むものであるが、産業としての林業といった捉え方だけでなく、広く森林としてとらえ、国土、自然、人間生活・文化とのかかわりといった全体的な視野にたった教育が必要である。さらに、森林の心身に与える影響、人間社会とのかかわりを考慮して、森林を体験的教育の場として活用することを強く望みたい。

古くから各地で利用されている「学校林」についても、新しい視点からの見直し、活用について積極的に推進すべきである。また全国で活躍している「緑の少年団」についても、同様の観点からその育成を図るよう期待したい。

21世紀に予想される高齢化・余暇時間の増加等に伴って、「生涯学習」「自己参加、創造」などの要請が高まるであろうが、「快適空間」としての森林内に、これらに対応する施設の整備を行い、また地域社

会と共同して文化的交流なども推進すべきであろう。

幼児から高齢者に到るまで、国民1人ひとりが森林に入り森林に親しむ機会を多くすること、それが国民の森林に対する認識を深めるための基本であり、そのための条件整備が必要である。

(5) 国民参加の森林づくり

1) 国民参加の森林づくり

21世紀の我が国の安全で快適な生活のためには、森林はなくてはならない国民共通の「財産」である。

活力ある森林の育成・管理は、もはや山村や林業の問題をこえた国民全体の課題であり、国民1人ひとりが森林問題を自分のものとして、それぞれの立場、可能な方法で「森林づくり」に参加すべき^{とき}時機である。

2) 国民参加の事例

既に現在、全国各地で国民参加の活動が盛りつつあるが、次にその主な事例についてみることにする。

① 分収育林

「ふれあいの^{もり}森林」等と呼ばれている分収育林制度は、20～30年生位の森林を対象に出資を求め、将来の伐採の収益を分収するものである。昭和51年度のモデル事業実施以降、とくに都市の人たちに山へのロマンを与えて伸びてきている。この分収育林を核として都市と山村の交流、体験学習など多様な対応もなされている。

② 水源林基金

特定の水系や主要ダム周辺あるいは県内一円を対象に基金を設け、その果実(利息)または負担金、補助金等で、毎年対象地内の水源林造成・手入れを行

っているものである。現在福岡県、広島県など8基金がある。その資金はいづれも県、市町村、企業からの出捐金等によっている。

③ 緑の基金

緑の基金は現段階で大阪府、長野県をはじめ数県に設立されている。これは自治体や企業の資金のほか、広く府・県民から募金を行って基金を設け、その果実で府・県下の緑化活動を行うものである。

④ 緑の羽根募金

昭和25年から国土緑化推進運動の一環として実施されている。募金額は昭和60年で約8億円となっており、緑の少年団の育成、苗木配布、学校緑化、公園等の公共施設緑化等に使用されている。

⑤ ナショナル・トラスト

知床100m²運動に代表されるナショナル・トラストは、貴重な自然や文化的資産を守るため広く国民の協力を得て資金を集め、それらを買取り保全しており、とくに自然環境の保全で成果をあげている。

⑥ 保安林管理協議会

古くから水源林や防風林などに対して受益地域の人たちが、自主的に労力や資金、資材等を提供し森林の育成管理に努めた例は多い。また最近新しい見地からの緑化協定や保安林の整備協議会なども結成されている。

⑦ 緑の少年団

緑に親しみ、緑を愛し守り育てる活動を通して、自然を愛し、自らの社会を愛する心豊かな人間に育つことを目的として、昭和35年から各地で結成、活動してきている。活動の内容は学習活動・奉仕活動・レクリエーション活動が中心であるが、少年少女時代に緑に親しみ、体験教育を深めることは大変望ましいことである。団体数も最近特に伸び、昭和58年に対し60年は135%、1,468団体、団員数約14万人となっている。

⑧ 学校林

学校林は遠く明治時代から実施されており、学校の基本財産造成と体験教育を企図したものであった。近年、適地の不足や受験等のための「ゆとり」の消失、指導者の不足等もあって学校林活動は停滞気味である。学校林所有校は、全国小・中・高校の約14%（昭和55年時点）であって微増している。最近の基本財産造成としてより、森林の教育効果に着目したものが多い。

⑨ 特別町村民制

特別町民、ふるさと会員などさまざまな名称があるが、都市の人たちが会員となって、その地元の産物を直送してもらったり、行事に招待されたりして農山村と交流を深めている。都市の人たちのふるさと志向、自然志向もあって静かなブームにもなって、昭和60年には200を越す市町村がいろいろのアイデアで特別町村民制を実施している。

⑩ 市町村交流

町民制が個人を対象としているのに対して、これは農山村と都市が組織的に団体として交流しているもので、姉妹都市協定を結んでいるものもある。主な事業としては、分収育林、農林業体験、小学校交流、スポーツ交流や文化交流を行い農山村や農林業への理解を深め、地元の活性化に役立っている。

3) 国民参加による森林づくりの条件整備

既にあるこれら国民参加の活動も、種々の問題を抱えておりまた共通するものも多い。これらの活動を今後進めていくための課題として、「国民への理解の浸透」、「情報の活用」、「指導者の確保」、「資金の調達」、「企画・運営の改善」、「PR活動」等をあげることができる。

このような課題を効率的、効果的に解決し、盛上がりつつある国民の森林づくり参加意欲を助長し定着するために、全体的な企画、調整をはかり、活動しうる民間レベルの中核的な体制の整備が必要である。

と同時に、国等による強力な支援態勢を望むものである。

しかし、このような活動がボランティア的なものだけでは、現在の森林・林業の危機を救えるものではない。これからの森林の育成管理に万全を期すためには、21世紀へ向けての新しい観点から森林と国土をめぐる社会的・経済的な制度、あるいは仕組みのあり方について検討を進めるべきである。

なお、国民の理解と協力を得るために、また国民の森林志向にこたえるためにも、林業関係者は森林管理に対する自らの使命を自覚し、一層の自主努力を進めることを期待したい。

また、「国民への理解の浸透」にあたってマスメディアの効果は強力である。森林・林業に関する報道機関の活動は最近活発になってきているが、森林が人類にとってかけがえのないものでありながら、その目立たぬ存在や成育過程の超長期性といった特性もあって、国民にとって今なお縁遠い存在となっている。

このようなことから、国民の理解をうるためには国や関係者が一層の努力をつづけるべきは当然であるが、報道関係機関等においても広く国民に対し、森林・林業について長期的視点にたったの活動をつづけられるよう望みたい。

6. 「21世紀の森林^{みどり}づくり運動」を

森林には、かぎりない不思議な魅力がある。いこい、安らぎ、新しいものの発見、そして清らかな水、空気……。われわれは森林の豊かな恩恵を知らず知らずのうちに享受してきたが、これからはより積

極的にかつ意識して利用していくべきだろう。そして21世紀の社会では、こうした森林とわれわれの関係はより密接になっていくものと思われる。

森林は数十年の間、公益的な多様な機能を発揮しつつ、そして伐採されてはじめて木材として有形の経済的機能を発揮する。森林としての公益的機能は無形であるために評価され難いが、これら森林の恩恵を受ける国民は何らかの形でその公益的な受益に対して負担をすべきであろう。今、その森林が手入れをする人が少ない、基盤の整備が遅れている等、さまざまな問題に苦しんでおり森林のもつ多面的機能が十分に発揮されていない。

人口の都市集中化や山村の過疎化が進み、森林・林業の基盤整備が十分でない現在、われわれは国や自治体のさらに強力な施策、そして林業者・山村の人たちの一層の努力を期待するものである。

しかし、これらだけでは今後望まれる21世紀への森林づくりに十分対応できないことを知り、国民1人ひとりが森林を自分のものとして考え、それぞれの立場において、可能な方法で森林づくりに参加することが望まれる。

そうすることによって、活力ある森林がつくられ、国民すべてがその豊かな恩恵を受けることができる。

このため、国民参加の要請に対応する強力な中核的活動体制の整備を図り、国民1人ひとりが森林づくりに参加する、「21世紀の^{みどり}森林づくり運動」を広く国民運動として推進することを提唱する。

21世紀の^{みどり}森林づくり委員会 幹事

五十音順，敬称略

幹 事	現 職
木 村 晴 吉	日本林業協会常務理事
野 村 勇	日本大学教授
(早 川 良 明	日本緑化センター前常務理事)
江 藤 素 彦	“ 専務理事
松 田 健 資	経済同友会副理事
森 巖 夫	日本林政ジャーナリストの会副会長
森 本 泰 次	日本製紙連合会副理事長
山 本 修 滋	日本興業銀行取締役産業調査部長
大 矢 壽	国土緑化推進委員会副理事長
(長 島 栄 吾	“ 前専務理事)
樋 口 優	“ 専務理事